

十八PF OA又はその塩	六 防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり 一 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙 二 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 三 洗浄剤 四 半導体の製造に使用する放射防止剤 五 塗料及びワニス 六 はつ水剤及びはつ油剤 七 接着剤及びシーリング用の充填料 八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九 トナー 十 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 十一 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 十二 床用ワックス 十三 業務用写真フィルム
十九PS HXS若しくはその異性体又はこれらの塩	一 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 二 金属の加工に使用するエッチング剤 三 半導体の製造に使用するエッチング剤 四 メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 五 半導体の製造に使用する放射防止剤 六 半導体用のレジスト 七 はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 十 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

(第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品)			第八條 法第三十五条第一項の政令で定める製品は、第二條第十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質(次条の表三の項において「トリブチルスズ化合物」という。)については、塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限り。)とする。 (技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品)	
第九條 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。			第二種特定化学物質	
一 トリクロロエチレン			製品	一 接着剤(動植物系のものを除く。)
二 テトラクロロエチレン			一 加硫剤	二 接着剤(動植物系のものを除く。)
三 トリブチルスズ化合物			二 塗料(水系塗料を除く。)	三 塗料(水系塗料を除く。)
四 洗淨剤			三 金属加工油	四 洗淨剤
五 織維製品用仕上加工剤			四 洗淨剤	五 織維製品用仕上加工剤
六 防腐剤及びかび防止剤			五 防腐剤及びかび防止剤	六 防腐剤及びかび防止剤
七 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限り。)			七 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限り。)	七 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限り。)

一 法第十七条第一項の許可を受けようとする者		二十二万六千七百円	二十一万三千七百円
二 法第二十一条第一項の許可を受けようとする者		十二万七千七百円	十一万七千二百円
三 法第二十二条第一項の許可を受けようとする者		四万六千七百円	三万九千九百円

（審議会等で政令で定めるもの）	
第十一條	法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
厚生労働大臣	薬事審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

附則	
（施行期日）	
1 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年八月一日から施行する。	
（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止）	
2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令（昭和四十九年政令第二百二号）は、廃止する。	
（経過措置）	
3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。	

第一種特定化学物質	製品
PFOS又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
PFOA又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

附則（昭和五十四年八月一四日政令第二二五号）

この政令は、昭和五十四年八月二十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十月十一日から施行する。		附則 (昭和五十六年一〇月二日政令第三〇二号)	
この政令は、昭和五十六年十月十二日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十二月一日から施行する。		附則 (昭和五十九年四月一三日政令第九七号)	
この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。		附則 (昭和六一年九月一七日政令第二九七号)	
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、昭和六十一年十一月二十一日から施行する。		附則 (昭和六一年一〇月三一日政令第三三五号)抄	
この政令は、昭和六十二年三月二〇日政令第四九号)抄		この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。	
附則 (平成元年三月二二日政令第五九号)抄		この政令は、平成元年四月一日から施行する。	
附則 (平成元年三月二九日政令第七五号)		この政令は、平成元年四月一日から施行する。	
附則 (平成元年四月一日から施行する)		この政令は、平成元年四月一日から施行する。	
附則 (平成元年二月二七日政令第三五一号)		(施行期日)	
この政令は、平成二年一月六日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二年三月一日から施行する。		(経過措置)	
第一条の二の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。			

附 則（平成二年九月二日政令第二五九号） （施行期日） 1 この政令は、公布の日から施行する。 2 第一条の二の改正規定の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。	（施行期日） 1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。 2 （確認に関する経過措置の対象となる者） 改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又は輸入する者とする。	附 則（平成三〇年二月二日政令第三五号） この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第七条の表の改正規定 平成三十年十月一日 二 第三条の改正規定及び第四条の改正規定 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年一月一日）	三項、第二十五条第三項及び第三十三条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づき薬事・食品衛生審議会に對して行われた意見の聴取は、この政令の施行後は、薬事審議会に對して行われたものとみなす。
附 則（平成三年三月二五五政令第四九号）抄 この政令は、平成三年四月一日から施行する。	附 則（平成一六年三月二四日政令第五七号）抄 この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。	附 則（令和元年二月二三日政令第一八三号）抄 （施行期日） 第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。	
1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。 附 則（平成九年三月二四日政令第六七号）抄 （施行期日） 1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。 附 則（平成一二二年三月二四日政令第九八号）抄 （施行期日） 1 この政令は、平成一二二年四月一日から施行する。	附 則（平成一七年四月一日政令第一三四号） この政令は、公布の日から施行する。 附 則（平成一九年一〇月三一日政令第三二二号） この政令は、平成十九年十一月十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。 附 則（平成二二年一〇月三〇日政令第二五六号） この政令は、平成二二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第三条の表に次のように加える改正規定 平成二二年五月一日 二 第三条の次に二条を加える改正規定（第三条の三に係る部分に限る）、附則第三項の改正規定及び附則第四項を削る改正規定 平成二二年十月一日	附 則（令和三年四月二日政令第一四四号） この政令は、令和三年十月二十二日から施行する。 附 則（令和五年二月一日政令第三四三号） この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第七条の表の改正規定及び附則第三項の表の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。	
（施行期日） 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。 附 則（平成一二二年一二月二七政令第五四二号） この政令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十三年七月一日から施行する。	附 則（平成二二年一〇月三〇日政令第二五七号） この政令は、平成二三年四月一日から施行する。 附 則（平成二六年三月一九日政令第六八号） この政令は、平成二六年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。 附 則（平成二八年三月二日政令第五二二号） この政令は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。	附 則（令和六年三月二九日政令第一〇二号）抄 （施行期日） 第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。 第二条（薬事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置） この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六條第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十三条第	
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十四年十一月一日から施行する。 附 則（平成一五年一月一五五政令第五号） この政令は、平成十五年三月十五日から施行する。 附 則（平成一五年九月一九日政令第四一九号）			